

令和元年度
指定一般相談支援事業者
集団指導資料

香川県・高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・
三豊市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・
多度津町・まんのう町

過去3か年 一般相談支援事業者指摘事項

基準省令	第5条第1項	内容及び手続の説明及び同意	・地域移行、地域定着支援の契約書について、変更があれば、随時訂正すること。
	第15条	サービス提供の記録	・地域移行支援を提供したことについての利用者の確認を得ること。 ・地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を記録して利用者に確認してもらうためのサービス提供記録表を作成すること。
	第20条第1項	地域移行支援計画の作成等	・地域移行支援計画の様式や地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。 ・地域移行支援計画の作成に係る会議を開催する際は、地域移行支援計画作成会議として位置付けること。
	第22条、23条	障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援	障害福祉サービスの体験的な利用支援や体験的な宿泊支援の委託契約書を作成すること。
	第27条	運営規程	・運営規程に定められている虐待防止のための措置について、対応の手続きをフローチャート等により具体的に定めること。 ・運営規程の相談支援専門員の人数を実態に合わせて作成すること。(変更届を忘れず行うこと。)
	第28条	勤務体制の確保等	・職員の勤務表については、職務時間、常勤非常勤の別、職名を明記したものを作成すること。
	第31条第1項	掲示等	・従業者の資格や勤務の体制など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。
	第32条第2項	秘密保持等	・業務上知り得た利用者またはその家族の秘密に従業者でなくなった後においても保持する旨を取り決めるため、従業者の雇用の際に、守秘義務に関する誓約書を取る。 ・個人情報利用同意書の内容について、一般相談支援事業所用に訂正すること。
	第33条	情報の提供等	地域移行支援、地域定着支援の普及啓発に努めること。(ホームページ等)
	第35条	苦情受付	苦情受付体制について、対応手続きをフローチャート等により具体的に定めること。
	第36条	事故発生時の対応	・事故発生時の対応について、対応の手続きを具体的に定めること。
第37条	会計の区分	・指定地域移行支援の会計をその他の事業の会計と区分すること。	
第42条	地域定着支援台帳の作成等	・地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。	

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の基準

1. 対象者

(地域移行支援)

法 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
 ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

法 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者
 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象。
 ※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
 (入院・入所前の居住地の市町村が支給決定)

(地域定着支援)

○ 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 ・ 居宅において単身で生活する障害者
 ・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 → 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等
 → グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。
 ※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査(障害支援区分の認定は不要)
 ただし、国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。(更新時は調査が必須)

2. サービス内容

(地域移行支援)

法 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。
 → 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

(地域定着支援)

法 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。
 → 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。
 → 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援。

3

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

→ 6か月以内、地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可。
 更新する更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断。

(地域定着支援)

→ 1年以内、地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。
 (その後の更新も同じ)

4. 事業の実施者(都道府県・指定都市・中核市が指定する一般相談支援事業者(地域移行・定着担当))

法 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内は「指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)」とみなす。(期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。)

(指定手続)

→ 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に申請し、当該自治体が指定。

(人員基準)

→ 管理者、地域移行支援・地域定着支援を担当する者(のうち1人は相談支援専門員)とする。
 ※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない(計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可)。
 ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所その他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 ※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、その他の者への技術的指導、助言を行う役割。
 ※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。
 ※ 精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者は、当面の間、相談支援専門員の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。
 (できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。)

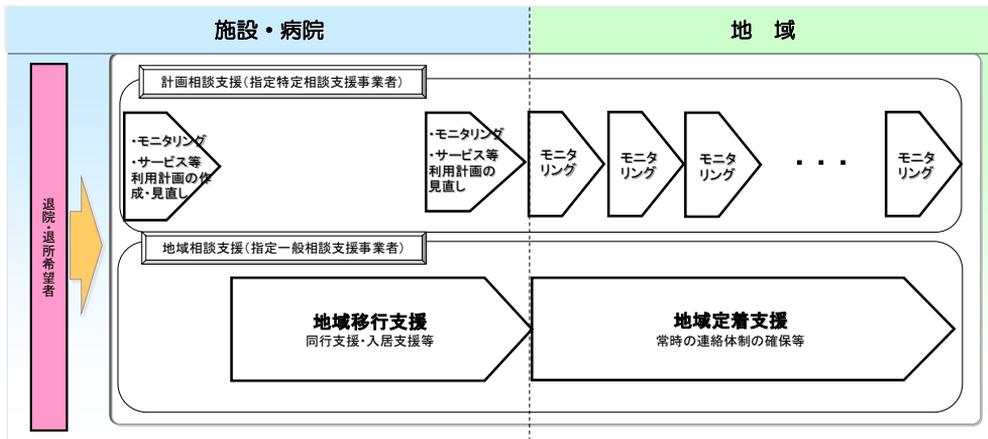
(運営基準(地域移行支援))

○ 地域移行支援計画の作成
 対象者ごとに地域移行支援計画を作成。
 なお、作成に当たっては、利用者への面接や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者を招集した会議を開催し意見を求める。
 ○ 相談及び援助
 利用者への対面による支援について、概ね週1回以上行わなければならない。
 ○ 体験利用、体験宿泊
 障害福祉サービスの体験利用について、指定障害福祉サービス事業者への委託により実施。また、体験宿泊について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施できる。
 ○ 重要事項の揭示義務、公表の努力規定を設ける。
 ※ その他、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

4

施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

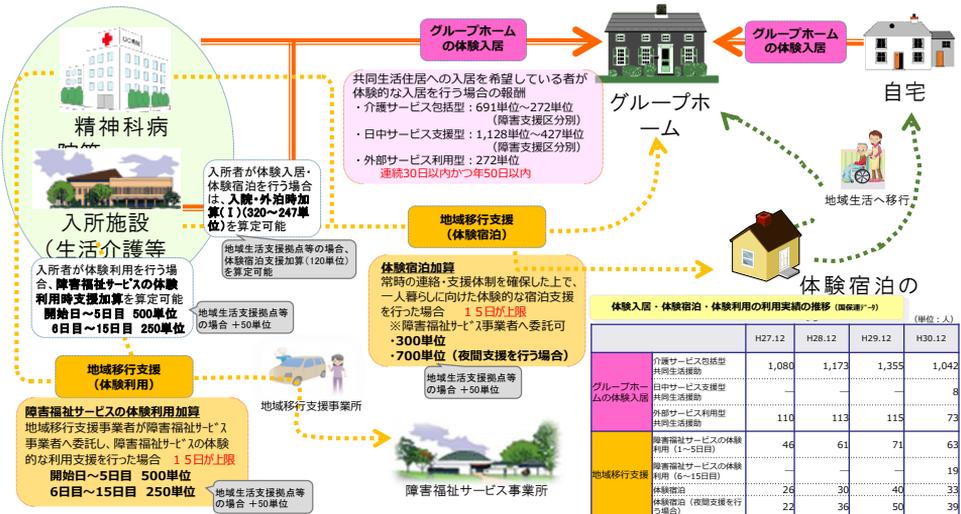
- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
 - 精神科病院からの退院にあたって支援を要する者については、本人や精神科病院から市町村や相談支援事業者に連絡し、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



5

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



地域相談支援にかかる障害福祉サービス
等報酬について

地域移行支援

I 地域移行実績や専門職の配置等の評価

・ <<地域移行支援サービス費>>

イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,044単位/月

ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) 2,336単位/月

※地域移行支援サービス費(Ⅰ)を算定する事業所の要件:

- (1) 従業者のうち、1人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。
- (2) 地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において1人以上いること。
- (3) 精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

【注意】次の基準を全て満たした上で、移行支援サービス費を算定を行う。

- ① 地域移行支援計画の作成
- ② 利用者への対面による支援を1月に2日以上行った場合

II 障害福祉サービスの体験利用加算及び 体験宿泊加算(1)

<<障害福祉サービスの体験利用加算>>

障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、15日(障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る)を限度として、1日につき次に掲げる単位数を加算。

- ① 体験利用加算(Ⅰ) 500単位/日(初日から5日以内の期間)
- ② 体験利用加算(Ⅱ) 250単位/日(6日目から15日以内の期間)
- ③ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町長に届け出た事業所において①及び②を算定する場合:
さらに50単位

Ⅱ 障害福祉サービスの体験利用加算及び 体験宿泊加算(2)

《体験宿泊加算》

①体験宿泊加算(Ⅰ):1日につき300単位

利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合に、15日(体験的な宿泊支援の提供日から90日以内に限る)を限度とする。

②体験宿泊加算(Ⅱ):1日につき700単位

利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15日(体験的な宿泊支援の提供日から90日以内に限る)を限度とする。

Ⅲ 従来に加算について(1)

①特別地域加算:

別に厚生労働大臣が定める地域の障害者支援施設等に入所等している利用者に対して、地域移行支援を行った場合に特別地域加算として、1回につき100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※厚生労働大臣が定める地域(平21厚労告176)

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」(平成21年3月30日厚生労働省告示第176号)を参照ください。

Ⅲ 従来の加算について(2)

- ②初回加算:地域移行支援の利用を開始した月(1月につき500単位)
- ③集中支援加算:利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合(1月につき500単位)
- ④退院・退所月加算:利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月にサービスを行った場合に、地域移行支援を行った場合(1月につき2,700単位)

地域定着支援

地域定着サービス費について

- ・体制確保費:地域定着支援として、常時連絡体制の確保等を行った場合
1月につき304単位

【注意】次の基準を全て満たした上で、地域定着支援サービス費を算定を行うこと。

- ①地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等を行う。
- ②適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握を行う。

- ・特別地域加算

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数を加算。

○深夜における電話による支援の評価

《緊急時支援加算》

- ・緊急時支援加算(Ⅰ) :

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合
709単位/日

- ・緊急時支援費(Ⅱ) :

利用者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時～午前6時)に電話による相談援助を行った場合
94単位/日(深夜における電話相談援助)

※ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定している場合は算定できない。

地域生活支援拠点等整備について

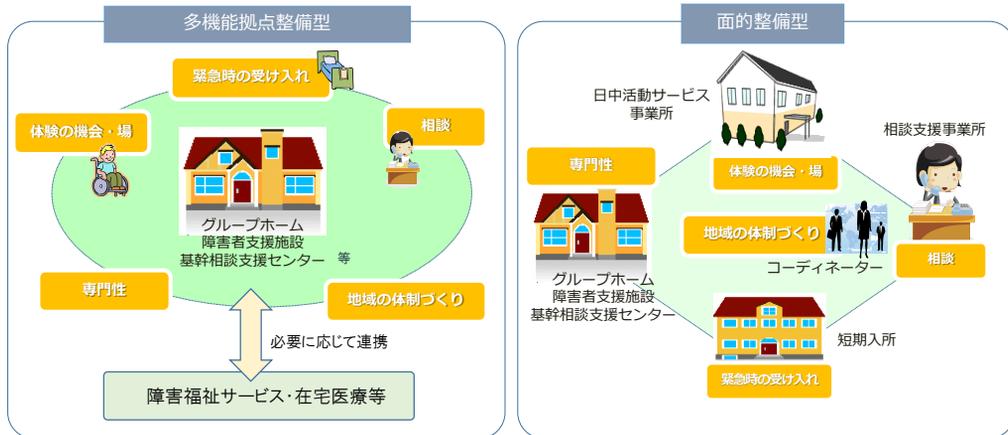
地域生活支援拠点等の整備について

参考資料3を参照

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

● 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(1) 必要な機能(具体的な内容)

① 相談

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

○ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

○ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

地域生活支援拠点等の機能強化

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画(平成30年度～32年度)では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考:平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国:1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

○ 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回(月4回を限度)等

【緊急時の受け入れ・対応の機能の強化】

○ 緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
・ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日 → 180単位/日(利用開始日から7日間を限度)等

【体験の機会・場の機能の強化】

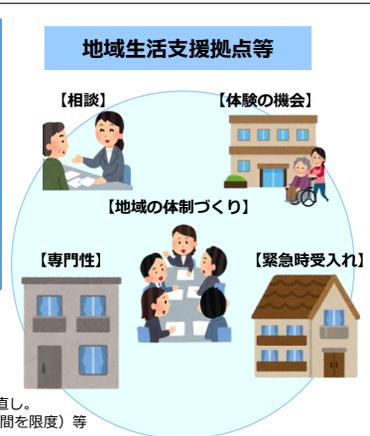
○ 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日(初日から5日目まで)
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

○ 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者の配置 7単位/日(体制加算) 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

○ 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月(月1回限度)



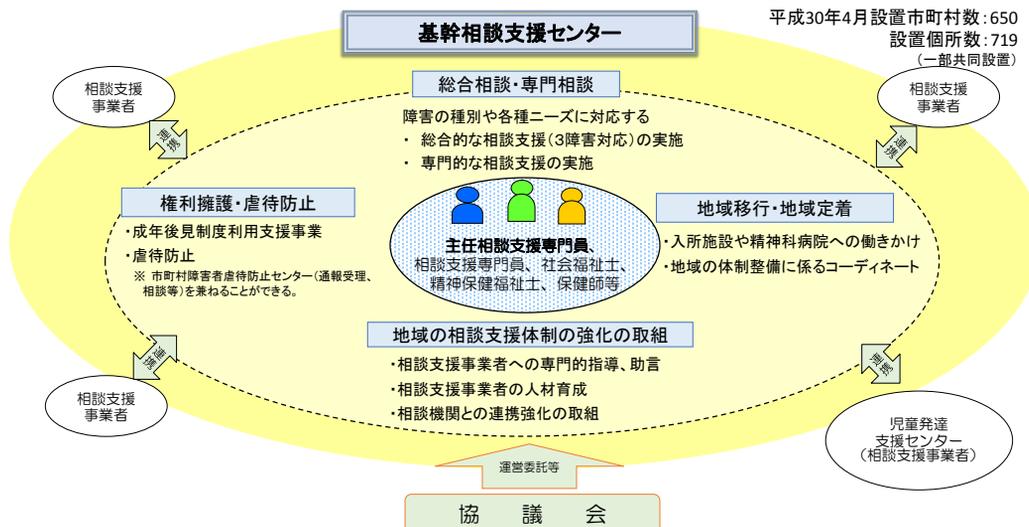
基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

平成30年4月設置市町村数：650
設置箇所数：719
(一部共同設置)



重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

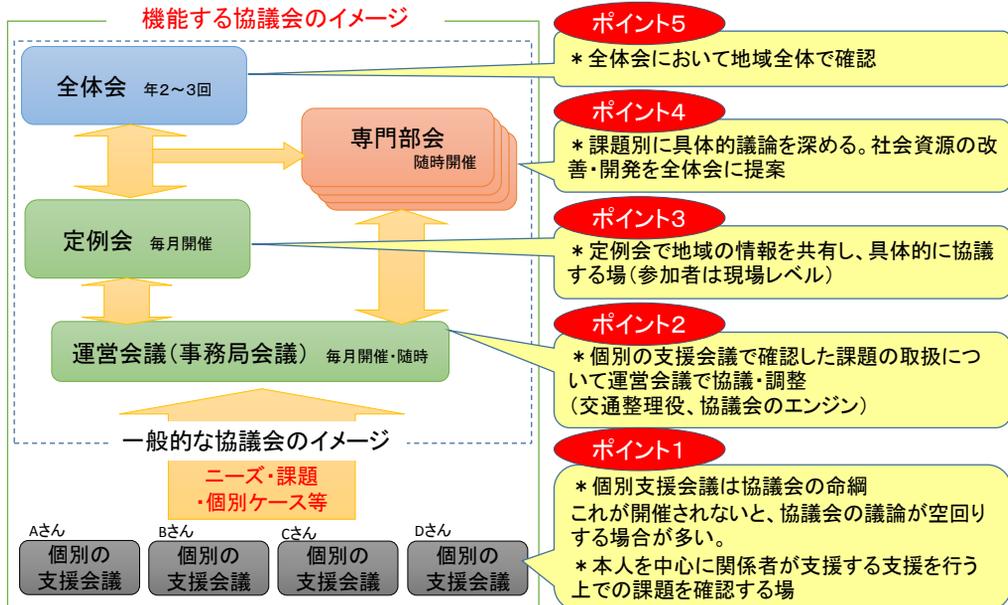
主な担い手⇒指定特定相談支援事業

7

(自立支援)協議会について

各会議の標準的なシステムとポイント

(地域自立支援)協議会はプロセス(個別課題の普遍化)



出典: 自立支援協議会の運営マニュアル (財団法人日本障害者リハビリテーション協会(平成20年3月発行) 一部改変

9

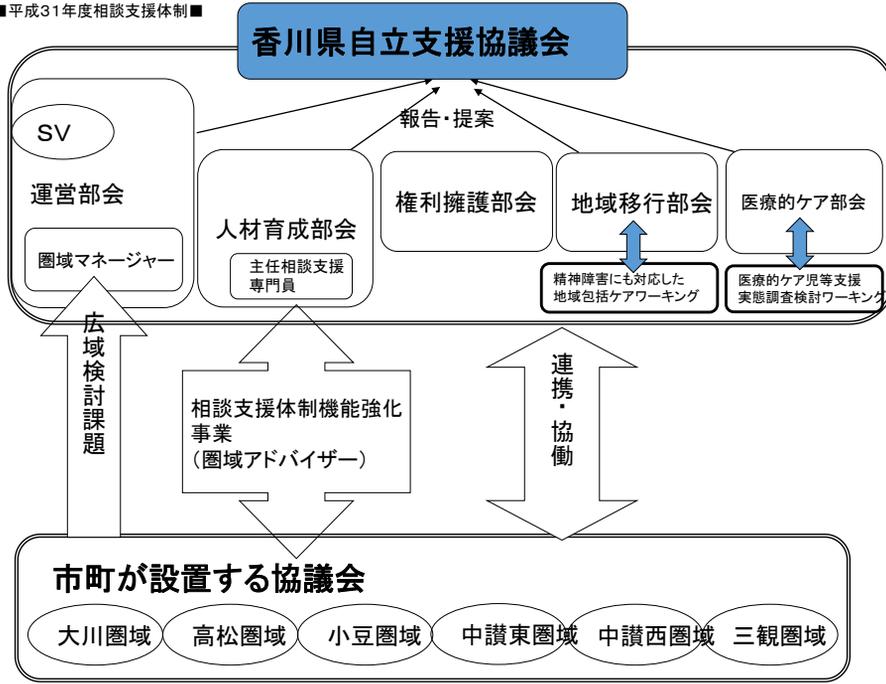
市町村(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)

市町村(自立支援)協議会は地域が協働する場

地域で障害者を支える

10

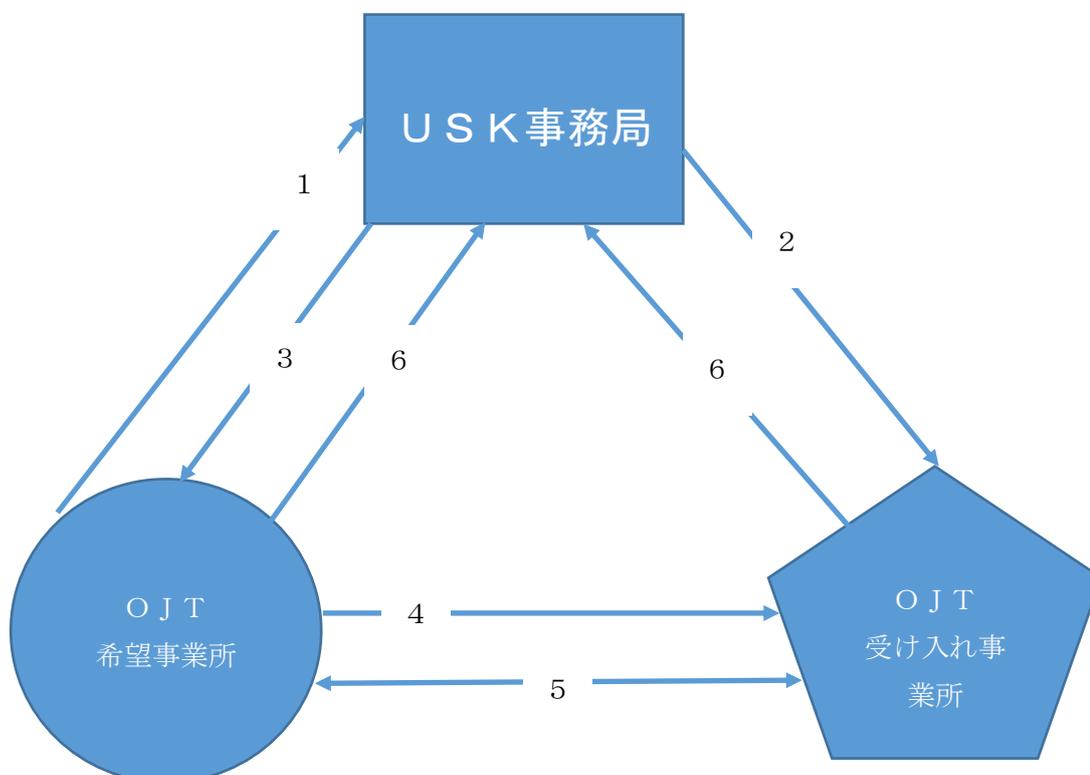


❁香川県内の市町が設置する協議会について

障害保健福祉圏域名	市町自立支援協議会名	市町名
東部障害保健福祉圏域	大川圏域地域自立支援協議会	さぬき市、東かがわ市(2市)
	高松圏域自立支援協議会	高松市、三木町、直島町(1市2町)
小豆障害保健福祉圏域	小豆圏域自立支援協議会	土庄町、小豆島町(2町)
西部障害保健福祉圏域	中讃東圏域地域自立支援協議会	坂出市、宇多津町、綾川町(1市2町)
	中讃西部地域自立支援協議会	丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町(2市3町)
	三観地域自立支援協議会	観音寺市、三豊市(2市)

0JT を受けるまでの手順

1. 0JT を希望する事業所が、「0JT 申込書」を香川県相談支援専門員協会（USK）事務局に送信（メールのみ）する。
2. USK 役員が、できるだけ希望に沿った 0JT が受けられる実習先を選び、決定し、実習受け入れについて了承を得る。
3. USK 役員（または事務局）から、0JT 希望事業所に、実習先を連絡する。
4. 0JT 希望事業所から実習先に連絡し、実習日程について打ち合わせをする。
※中央法規出版 相談支援専門員のための「サービス等利用計画」書き方ハンドブック 障がいのある人が希望する生活の実現に向けて を必ず購入、準備下さい。
5. 実習を実施する。
6. 0JT を受けた事業所は、実習を受けての報告書を USK 事務局に提出する。
また、実習を受け入れた事業所（担当者）は、実習の報告書を USK 事務局に提出する。



集団指導の内容に関する質問票

事業所名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

質問内容